

◇ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (政令第三三七号) (警察庁)

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 (平成二六年法律第一一七号) の施行期日は、平成二八年一〇月一日とした。

◇ 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (政令第三三八号) (警察庁)

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正関係

1 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引に関する規定の整備

(-) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引から、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律 (以下「新法」という。) 第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除くこととした。(第七条第一項及び第九条第一項関係)

(-) 金融機関等の特定取引及び司法書士等の特定取引として、疑わしい取引 (取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引に関し組織的な犯罪の行為を行っている疑いがあると認められる取引) による「疑わしい取引」という。その他の顧客管理を行う上で特別の規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。以下「疑わしい取引」という。その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを追加することとした。(第七条第一項及び第九条第一項関係)

(三) 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の取引等を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引等が一回当たる

りの取引の金額等を減少させるために一の取引等を分割したものであることが一見して明らかなものであるときは、当該二以上の取引等を一の取引等とみなして、本政令による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第七条第一項又は第九条第一項の規定を適用することとした。(第七条第一項及び第九条第一項関係)

平成二十七年九月十八日
御名 御璽

法 律

内閣総理大臣 安倍晋三

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

2 厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引に関する規定の整備

新法第四条第二項第三号の政令で定める取引は、次の顧客等との間で行う特定取引とした。(第二条第三項関係)

(-) 外国の元首及び外国の政府、中央銀行その他これらに類する機関において重要な地位を占める者として主務省令で定める者並びにこれららの者であつた者

(二) (-) に掲げる者の家族 (配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、父母、子及び兄弟姉妹、これらの者以外の配偶者の父母及び子をいう)。

(三) 法人であつて、(-) に掲げる者が実質的支配者であるもの

3 既に取引時確認を行つてある顧客等との取引に関する規定の整備

(-) に掲げる他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定める取引については、既に取引時確認を行つてある顧客等との取引であつても、新法第四条第一項の規定の適用は除外されないこととした。(第一三条第二項関係)

4 その他

その他の所要の改正を行うこととした。

二 関係政令の整備関係

改正法による条項番号の移動に伴い、関係政令について所要の改正を行うこととした。

四 施行期日

改正法の施行の日 (平成二八年一〇月一日)

から施行することとした。

法律第七十号
独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律第一条 (國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正)
國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法 (平成十一年法律第百九十二号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十二条」に、「第二十四条・第二十五条」を「第二十三条・第二十一条」に改める。

第四条第一項中「技術上の総合的な」を「技術 (蚕糸に関する技術を含む。以下「農業等に関する技術」という。) 上の」に、「により、農業及び食品産業」を「により、農業等」に改め、「民間等において行われる」を削り、「試験及び研究の促進に関する業務」を「基礎的な試験及び研究」に改め、「ほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図る」を削り、同条に次の二項を加える。

3 研究機構は、前二項に規定するもののほか、種苗法 (平成十年法律第八十三号) に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るために、優良な種苗の流通の確保を図るための農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成及び配布を行うことを目的とする。

第六条第四項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 理事のうちから理事長が指名する者は、第十四条第三項に規定する業務及び同条第四項第一号に掲げる業務について、理事長の定めるところにより、研究機構を代表する。

第十一条中「四年」を「、理事長の任期 (補欠の理事長の任期を含む。以下この項において同じ。) と対応するもの」に、「理事の任期は二年」を「任命の日から、当該対応する理事長の任期の末日まで」に改め、同条に次の二項を加える。

2 理事の任期は、二年とする。

第十四条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「農業及び食品産業」を「農業等」に改め、「多様な専門的知識を活用して行う」及び「総合的な」を削り、「並びに調査を」「、調査、分析、鑑定並びに講習」に改め、「こと」の下に「(次項に規定する業務に該当するものを除く。)」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。

第十四条第一項第六号から第十号までを削り、同項第十一号中「の業務」を「に掲げる業務」に改め、同号を同項第六号とし、同条に次の二項を加える。

3 研究機構は、第四条第三項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

4 一種苗法第十五條第二項及び第四十七條第二項の規定による栽培試験を行うこと。

二 農作物 (飼料作物を除く。) の種苗の検査を行うこと。

三 前二項に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。